

IPCCシンポジウム

「環境と成長の好循環」に向けた金融セクターの役割

2020年1月30日

東京海上ホールディングス 事業戦略部
参与（国際渉外 グローバル主幹）
長村 政明

1. **パリ協定実現に必要な投資**
2. **FSB-TCFDと金融セクターにおける気候変動論議**
3. **TCFD提言の波及**
4. **我が国としての対応**

1. パリ協定実現に必要な投資

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書（AR5） における認識

- 十分な排出削減を行うには**投資パターンの大きな変更が必要**。
- 2100年までに430～530 ppm CO₂換算の範囲に（オーバーシュートなしで）濃度を安定化させる緩和シナリオでは、主要部門（運輸、産業、建築）における低炭素発電及びエネルギー効率向上への年間投資額は、**2030年以前に年間数千億ドルにまで上昇すると予測**される。
- 適切で有効な環境内では、**公共部門とともに、民間部門が、緩和及び適応の資金面で重要な役割**を担うことができる。

（出典：IPCC AR5 統合報告書 政策決定者向け要約）

国際エネルギー機関（IEA）における認識

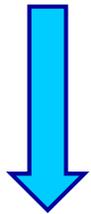
- 「新政策シナリオ」（各国NDC達成を想定）の下で、**2015～2040年、再生可能エネルギー向け投資は全世界で通算7.8兆ドル**を見込む。（IEA World Energy Outlook 2015）

→上記要素を含め、脱炭素社会への移行には**年間1兆ドル規模の投資**が必要と考えられている。

（TCFD最終報告書 2017年6月）

2. FSB-TCFDと金融セクターにおける気候変動論議

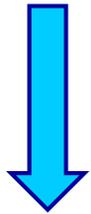
G20財務大臣中央銀行総裁会合



メンバー構成：米国、イギリス、フランス、ドイツ、日本、イタリア、カナダ、EU、ロシア、中国、インド、ブラジル、メキシコ、南アフリカ、豪州、韓国、インドネシア、トルコ、アルゼンチン

- 2015年4月会合にて、金融安定理事会（FSB）に対し、気候関連課題について、金融セクターがどのように考慮していくべきか、官民の関係者を招集することを要請。

金融安定理事会(FSB)



メンバー構成：G20構成メンバー＋オランダ、スペイン、スイス、サウジアラビア、香港、シンガポール 及び国際金融組織（BIS, IMF, OECD, 世界銀行）、国際標準設定機関（バーゼル銀行監督委員会、証券監督者国際機構、保険監督者国際機構等）

- 2015年12月、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）設立を公表
- 国連気候変動枠組条約（UNFCCC）とは異なるトラック

気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)

メンバー出身国構成：米国、イギリス、フランス、ドイツ、日本、イタリア、カナダ、中国、インド、ブラジル、豪州、オランダ、スイス、シンガポール、ノルウェー（PRI代表）

- 2017年6月、気候関連財務情報に関し、投資家の適切な投資判断に資する任意開示の枠組みに関する提言を公表
- 気候変動がもたらすリスク・機会を認識し、シナリオ分析を通じて戦略のレジリエンスを示すことを促している点が特徴

（出典：TCFD最終報告書）

3. TCFD提言の波及：主要国/地域の例



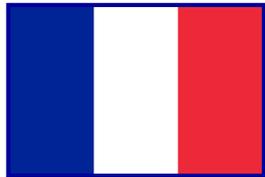
EU

- 「持続可能な成長へのファイナンス」行動計画（2018年3月）に基づく論議進行中。
- 「EUタクソミー」、「EUグリーンボンド基準」と並び、「サステナビリティ開示（TCFDにも言及）と会計規則の強化」を含む。



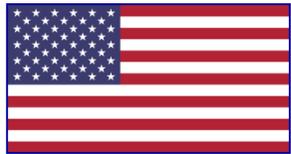
英

- 2019年4月、イングランド銀行(TCFD設立当時のFSB議長のカーニー氏が総裁)傘下の英国健全性機構(PRA)が「銀行及び保険会社における気候変動財務リスクの管理手法向上に向けた監督指針」を公表。
- 「企業は情報開示を可能な限り洞察に満ちた (insightful) なものにし、企業の気候変動リスクに対する理解を反映すること」、「多くの国々での強制化に備えるべきである」と強調。



仏

- 2015年8月、「エネルギー移行法 第173条」にて気候関連開示を法制化済。



米

- 民主党議員により、TCFD提言を取り込む形で上場企業にGHG排出量及び化石燃料関連資産総額の開示を義務付ける法案提出。（2019年7月）
- 連邦準備制度（FED）として気候変動が金融政策へ与える影響に鑑み、気候変動対策に関与していく姿勢を表明。（2019年11月）



加

- 「サステナブルファイナンスのエキスパートパネル」による最終提言（2019年8月）の中で、TCFD実施は強制的な“comply-or-explain”制度により、段階的に進めることを提案。



豪

- 豪州健全性規制局(APRA)が気候変動リスクを監視することを表明。但し、TCFD 提言の強制化は支持していない。

3. TCFD提言の波及：金融規制当局の国際的横連携

気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク

(Network for Greening the Financial System, NGFS)

メンバー構成：フランス（事務局）、英国、オランダ、ドイツ、スイス、カナダ、ニューヨーク州、南ア、豪州、日本（金融庁、日銀）、中国、韓国、香港、シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイを含む各国の中央銀行乃至金融規制当局及び、国際金融組織、国際標準設定機関。2019年12月時点で、メンバー 54機関、オブザーバー 12機関

- 2017年12月設立、気候関連リスクが金融リスクの発生源となり得るとの認識の下、中央銀行及び金融監督機関が金融システムのレジリエンスを高めるために組織した任意のネットワーク

「行動への呼び掛け～金融リスクの発生源としての気候変動」(2019年4月)

中央銀行・
監督機関向け

提言 1

気候関連リスクを金融安定モニタリングと個別金融監督に組み入れる

提言 2

ポートフォリオ管理にサステナビリティ要素を組み入れる

提言 3

データ・ギャップの解消

提言 4

認知度及び知的キャパシティの向上と技術支援及びナレッジ共有の奨励

政策当局者
向け

提言 5

強固で国際的に一貫性のある**気候及び環境関連開示**の実現

提言 6

経済活動のタクソノミーの開発支援

3. TCFD提言の波及：機関投資家

国連責任投資原則（PRI）：

不可避的な政策対応 “Inevitable Policy Response”（IPR）

- パリ協定遵守に向けた気候変動対応が遅れた結果、急激な政策シフトが図られた場合に生じ得るポートフォリオの価値毀損に備えることを投資家へ訴求



2023～2025年にかけて
政策公表の加速を想定

(出典：PRI IPR)

4. 我が国としての対応

TCFDコンソーシアム

- 2019年5月27日、民間主導のイニシアティブとして設立
- **TCFD**提言に賛同する200機関強により構成、金融機関/企業の対話を促すプラットフォーム

「グリーン投資ガイダンス」(2019年10月)

〈基本的な考え方〉

「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を踏まえた**「環境と成長の好循環」の実現**を目指す

〈観点〉

1. 企業価値向上につながる建設的な対話（エンゲージメント）の促進
2. 気候変動に関するリスクと機会の把握及び評価
3. 脱炭素化に向けたイノベーションの促進と適切な資金循環の仕組みの構築



(出典：TCFDコンソーシアム)